

令和4年度大阪府障がい福祉サービス事業者燃料費高騰対策支援金支給要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症及び原油価格の高騰の影響を受ける大阪府内の障がい福祉サービス事業者（以下「事業者」という。）を支援することを目的とし、事業者に対し、「令和4年度大阪府障がい福祉サービス事業者燃料費高騰対策支援金」（以下「支援金」という。）を、予算の範囲内において支給することとし、その支給に関して、「大阪府介護サービス事業者等燃料費高騰対策支援金支給規則（令和4年大阪府規則第62号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支給の対象)

第2条 知事は、次の各号のいずれにも該当する事業者に対して、支援金を給付するものとする。

- (1) 大阪府内において、別表1に掲げる障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障がい福祉サービス（以下「サービス」という。）を提供している事業所を運営する法人又は開設者であること。
- (2) 対象期間において、利用者の送迎、又は、利用者宅への訪問を実施し、サービスを提供している者（対象期間において、新規に指定を受けた事業者及び休止していたサービスの提供を再開した事業者を含む）であって、基準日において、事業者として指定されていること。なお、対象期間及び基準日については、別表2のとおりとする。
- (3) 事業者がサービス提供するにあたって、対象期間に事業者が所有する自動車、自動二輪車及び原動機付き自転車（以下「自動車等」という。）を使用し、当該自動車等に使用したガソリン及び軽油にかかる費用（以下「燃料費」という。）を事業者が負担していること。また、基準日において、当該自動車等を引き続き所有していること。

(支援金の支給額)

第3条 支援金の支給額は別表1のとおりとする。

(支給の申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする事業者は、規則第4条の規定による申請について、次に掲げる書類を、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

- 一 令和4年度大阪府障がい福祉サービス事業者燃料費高騰対策支援金支給申請書（様式第1号）
- 二 事業所別該当自動車等一覧表（別紙）

三 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(支給の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて書面の提出を求めるなどした上で、支援金を支給すべきと認めたときは、支給の決定をする。

(支給の決定の通知)

第6条 規則第6条による通知は、事業者への支援金の支払いをもって通知とみなす。

(調査)

第7条 知事は、支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができる。

2 支援金の支給を受けようとする又は支給を受けた事業者は前項の調査に協力しなければならない。

(他の補助金等との重複の禁止)

第8条 支援金の支給を受けた事業者は、本支援金の支給を受けた対象経費について、他の支援金又は補助金等の支給を重複して受けてはならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月29日から施行する。

別表 1

支給の対象	支給額
(通所系等) 療養介護 生活介護 自立訓練 (機能訓練、生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援 (A型、B型) 就労定着支援 自立生活援助 児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 短期入所	自動車 1 台当たり 6,300 円 自動二輪車及び 原動機付き自転車 1 台当たり 1,200 円
(訪問系等) 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 相談支援 (地域移行、地域定着、計画相談、障がい児相談)	自動車 1 台当たり 3,600 円 自動二輪車及び 原動機付き自転車 1 台当たり 1,200 円

別表 2

	対 象 期 間	基 準 日
第 1 期	令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日まで	令和 4 年 7 月 1 日
第 2 期	令和 4 年 7 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで	令和 4 年 10 月 1 日